

申請日 令和8年 月 日

公立大学法人奈良県立大学附属高等学校奨学給付金の給付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

ふりがな		高校生等との関係		☐ 親権者 / ☐ 未成年後見人 / ☐ 主たる生計維持者 ☐ 本人 / ☐ その他()	
申請者(保護者等)		連絡先①()		※日中連絡が可能な連絡先	
連絡先②()					
申請者の住所		〒 ー 奈良県			
対象となる高校生等	ふりがな	生年月日(西暦)		年 月 日 (歳)	
	生徒氏名	入学年月		就学支援金申請(受給)の有無	
		令和 年 月		☐ 有 ・ ☐ 無	
	在学する学校名	奈良県立大学附属高等学校			(☒ 全日制・ ☐ 通信制・ ☐ 定時制 課程)
		年 組 (出席番号)		(普通 学科)	
<転学・退学等がある場合>		学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
		学校名 立	～ 年 月 日	学校の種類・課程・学科	在学中に給付金を受給した回数
過去の高等学校等における在学期間					

生徒本人の国籍・在留資格・在留期間等が確認できる**住民票等を提出します**。該当する項目について選択(☑)し、太枠内を記入して下さい。

●対象生徒(本人)の国籍 ☐ 日本国 ・ ☐ 日本国以外

以下、上の欄の国籍を「日本国以外」で選択した方のみ住民票記載内容等を元に記入してください。

●対象生徒(本人)の在留資格													
①	☐	特別永住者											
②	☐	永住者											
③	☐	日本人の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)					年		月		
④	☐	永住者の配偶者等	在留期間(満了日)	(西暦)					年		月		
⑤	☐	定住者	在留期間(満了日)	(西暦)					年		月		
			日本国に永住する意思はありますか	☐ はい ・ ☐ いいえ									
⑥	☐	家族滞在 ※1.2.について「はい」の場合 各「卒業証書の写し」 または「卒業証明証(原本)」の 提出が必要	在留期間(満了日)	(西暦)					年		月		
			1.日本国の小学校を卒業しましたか※	☐ はい ・ ☐ いいえ									
			学校名	小学校									
			2.日本国の中学校を卒業しましたか※	☐ はい ・ ☐ いいえ									
			学校名	中学校									
			3.日本国で就労する意思はありますか	☐ はい ・ ☐ いいえ									
⑦	☐	上記以外の在留資格(留学等)	※留学生については令和7年度までに入学した者のみ対象。										
			在留期間(満了日)	(西暦)					年		月		

申請される世帯区分を**選択**(☒)してください。

	申請	世 帯 区 分	
①	☐	保護者(父母)等全員の 道府県民税所得割額 及び 市町村民税所得割額 の合計が	0円(非課税) である世帯(①以外)
②	☐		105,500円 未満 である世帯(①②以外)
③	☐		105,500円 以上 182,500円未満 である世帯

基準日現在の、世帯全員の状況を記入してください。 ※続柄は、対象となる高校生等を基準としてください

続柄	氏名	生年月日	年齢	職業 又は 学校名・学年
生徒本人		S・H・R / /		
		S・H・R / /		
		S・H・R / /		
		S・H・R / /		
		S・H・R / /		

【4】保護者等の所得の状況について

(1) 次の者の必要書類を提出します。①から⑤の中から、**該当するものを選択(☑)**してください。

①	☐	親権者(父と母)2名分 又は 主たる生計維持者※1(父と母) 2名分 ※非課税の場合も2名分の課税証明書等の提出が必要(省略不可)
②	☒	親権者(父又は母)1名分 又は 主たる生計維持者※1(父又は母) 1名分 (親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、その者を除く。)
	☐	・離婚、死別等により親権者(又は主たる生計維持者※1)1人の場合 ※基準日以前に離婚・死別等により親権者(又は主たる生計維持者※1)が父のみ又は母のみの場合
	☐	・親権者(又は主たる生計維持者※1)が2人存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、 親権者(又は主たる生計維持者※1)1人の課税証明書等を提出できない場合 (例)DV等により一方の証明書等が添付できない場合 等 → 提出できない理由を記載した 申立書 を提出してください。 教育振興課ホームページから様式をダウンロード、またはA4用紙に同様式を手書きしてください。
③	☐	未成年後見人()名分 ←親権者がおらず、未成年後見人が保護者である場合(未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分) ※未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除く。
④	☐	生徒の生計をその収入により維持している者(主たる生計維持者) 1名分 (欄外※1に該当する場合を除く) ・親権者又は未成年後見人が存在しない場合 (例)祖父母や兄弟等に養育されている場合 ・成人に達しているが、主たる生計維持者が存在する場合 等 (例)生徒が成人で、かつ両親・配偶者等の扶養になっている場合
⑤	☐	生徒本人 ・①～④に該当する親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合

※1 ①②の主たる生計維持者: 生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から基準日まで生計を維持する者
(①の場合は父と母、②の場合は父又は母)に変更がない場合に該当

(2) 次の必要書類を添付します(☑)。必ずすべての書類を添付してください。

①	☐	家計急変の発生事由を証明する書類 (例: 離職票、雇用保険受給資格者証、解雇通知書、破産宣告通知書、廃業等届出など)
②	☐	家計急変前及び家計急変後の収入を証明する書類 (例: 課税証明書の写し等(家計急変前)、会社作成の給与見込、直近の給与明細など)

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄(⑤にレ印を付けた場合は不要です。)

氏名	生徒との続柄	氏名	生徒との続柄

【5】確認事項

下記の事項について確認のうえ、6に受給回数を記入してください。

- 本申請書及び添付書類等の記載内容に相違のないことを誓約します。
- 申請にあたり申請書類に虚偽の記載を行うことにより、本来受けることができない給付金の給付を受けた場合、給付決定を取り消し、奈良県の求めに従い、その全額を直ちに返還しなければならないことを了承します。
- 私は、今年度、対象となる高校生等※について、奈良県及び奈良県以外の都道府県に高校生等奨学給付金の申請は行っておりません。
- 私は、生活保護法(昭和25年法律第144号)第36条の規定による高校生等に係る生業扶助(高等学校等就学費)が措置されてる世帯ではありません。
- この申請の対象となる高校生等は、児童福祉法による児童入所施設措置費(見学旅費又は特別育成費(母子生活支援施設の高校生等を除く))の支弁対象ではありません。
- 高校生等※について、高校生等奨学給付金をこれまでに受給した回数は、()回です。

※ この申請書の対象となる高校生等のことです。

上記事項をすべて確認の上同意します。 ☐ (☑を入れてください)